

平成 28 年台風第 10 号 関連の施策

- 被災者転居費用支援（環境生活課） **150 万円**
応急仮設住宅などの避難先から宮古市内の新居に転居した被災者に、引越代を補助します。

- 被災者支援（環境生活課） **66 万円**
被災者の現状把握に努め、情報の一元的な管理を進めるとともに、被災者相談などの支援を行います。

- 被災後期高齢者医療給付（総合窓口課） **840 万円**
被災した後期高齢者医療制度被保険者に対し医療費給付事業を行います。

- 被災者すまいの再建促進（福祉課） **2,000 万円**
居住する住宅が全壊または半壊以上の被害を受け解体した被災者が、宮古市内で住宅の建設・購入を行う場合、最大 200 万円の補助金を交付します。国・県の住宅再建支援制度に加え、市単独の本事業を実施することで住宅再建のさらなる促進を図ります。

- 被災者生活再建支援（福祉課） **510 万円**
住宅に被害を受けた世帯に対して、生活再建を支援するために複数世帯には 20 万円、単数世帯には 15 万円の支援金を支給します。対象は、被災者生活再建支援法で支援金の適用とならない半壊・床上浸水世帯とします。

- 災害援護事務（福祉課） **518 万円**
災害弔慰金などの支給を行います。

- 被災中小企業者支援（産業支援センター） **1,500 万円**
被災中小企業者などが早期の事業再開や安定経営に向けて、設備の貸与を受ける場合に補助します。また、融資を受けた際の利子などに係る分に補助金を交付します。
 - ◆被災中小企業者対策設備貸与事業補助金
 - ◆被災中小企業者対策資金利子等補助金

- 生活再建住宅支援（都市計画課） **500 万円**
被災した住宅の早期復旧のため、宅地の復旧などに要した費用への助成を行います。

- 被災者定住促進住宅建築利子補給（建築住宅課） **800 万円**
居住する住宅が全壊または半壊以上の被害を受け解体した被災者が、市内に住宅を新築・購入する場合、住宅ローンの利子に対し最大 457 万円を補助します。

- 林道災害復旧（建設課） **1 億 7,731 万円**
被害を受けた林道の復旧工事を行います。

- 道路河川災害復旧（建設課） **19 億 3,365 万円**
被害を受けた河川・市道の復旧工事を行います。

- 復興住宅地域木材利用促進（農林課） **700 万円**
被災者が地域木材を利用して住宅を建築する場合に助成します。

- しいたけ等特用林産物生産施設復旧（農林課） **160 万円**
被害を受けたほだ木の復旧に要する経費に対し 9 分の 8 を補助します。

- 就学援助（小・中学校）（学校教育課） **572 万円**
被災した児童・生徒の保護者に対して、学用品費や給食費などを援助します。

- 水道施設災害復旧（上下水道部施設課） **7,908 万円**
被災した地域で水道施設の復旧工事を行います。